

「産後パパ育休(出生時育児休業)が10月1日から施行されました！」  
(特別相談窓口等のご案内)

男女とも仕事と育児を両立できるよう、育児・介護休業法が改正され、今年4月から順次施行されています。

10月からは産後パパ育休(出生時育児休業)や育児休業の分割取得がスタートしています。改めて社内制度の確認、就業規則の見直し等をお願いします。

また、令和5年4月1日からは育児休業取得状況の公表が従業員1,000人超企業に義務化されます。

三重労働局雇用環境・均等室では特別相談窓口を開設中です。改正法の内容や育児休業に関するご相談は当局までお問い合わせください。

<改正のポイント>

令和4年 4月1日施行 育児休業を取得しやすい雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化等

令和4年 10月1日施行 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設、育児休業の分割取得

令和5年 4月1日施行 育児休業取得状況の公表の義務化(従業員1,000人超企業対象)

<育児休業・産後パパ育休特別相談窓口>

三重労働局雇用環境・均等室 TEL: 059-226-2318

受付時間: 9:00~17:00(土日祝日及び年末年始を除く)